

○宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の脱炭素先行地域において、太陽光発電設備及びその附帯設備の導入に要する経費の一部を補助することにより再生可能エネルギー発電設備等の普及を促進し、もって脱炭素先行地域における民生部門（家庭部門及び業務その他の部門）の電力消費に伴う二酸化炭素の排出量実質ゼロの実現に資することを目的とし、予算の範囲内で宮古島市脱炭素先行地域づくり再生可能エネルギー設備等導入補助金（以下「市補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号。以下「規則」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）その他の法令及び関連通知に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、国交付要綱及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において「脱炭素先行地域」とは、環境省により脱炭素先行地域として選定された宮古島市の下地地区及び狩俣地区をいう。

(補助対象者)

第3条 市補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 宮古島市PPA登録事業者として登録を受けた事業者
- (2) 宮古島市暴力団排除条例（平成24年宮古島市条例第1号）第2条第1号

又は第 2 号に該当しない者

(3) 納期の到来した市税その他市に対する債務を滞納していない者

(補助金の交付の対象事業及び対象設備)

第 4 条 市補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、国実施要領第 2 に記載の事業のうち、脱炭素先行地域内の戸建住宅、集合住宅、事業施設及び公共施設を対象に PPA による再エネ発電設備や需要側設備等を導入する事業とする。

2 前項の事業期間は、第 6 条の交付申請を行う年度内に完了することを原則とする。ただし、申請を行う翌年度以降も、市補助金の交付の有無にかかわらず事業を完了させる場合には、その限りでない。

3 市補助金の交付の対象とする設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表の補助対象設備欄に掲げる区分に応じ、それぞれの要件欄に定める全ての要件を満たすものとする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第 5 条 市補助金の交付対象となる経費は、国実施要領第 3 の事業費の費目の内容及び算定方法における別表第 1 及び第 2 の充放電設備に係る経費とする。なお、経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費として認めないものとする。

2 市補助金の額は、別表の補助対象設備欄に掲げる区分に応じ、それぞれの補助額等欄に定める額を上限として、予算の範囲内で宮古島市長（以下「市長」という。）の定める額とする。

3 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助金申請者」という。）

は、補助金交付申請書（様式第 1 号）及び補助金所要額調書（様式第 1 号別紙）並びに市長が別に定める書類を添付して、市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及

び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、市補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに市補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して次項及び次条各号に定めるもののほか、必要な条件を付することができるものとする。

3 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、市補助金に係る消費税等仕入控除税額について、市補助金の額の確定において減額する旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金交付の条件）

第8条 市長は、市補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、法律、この要綱、市補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。

(2) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(3) 補助事業者は、第10条第1項各号及び第11条第1項のいずれかに該当す

るときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

- (4) 補助事業者は、市長が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が市補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、市長の指示に従うこと。
- (5) 補助事業者は、市長が第19条第1項の規定による市補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- (6) 補助事業者は、市長が第19条第4項の規定による市補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還するとともに、同条第7項の規定に基づき加算金を合わせて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、同条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (7) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。のうち取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産を、市長の承認を受けないで、市補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し（破棄を含む。）を行ってはならないこと。
- (8) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とすること。
- (9) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下この号において「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。この場合において、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。
- (10) 補助事業の完了によって補助事業者に国交付要綱第29条第4項に定められた相当の収益が生ずると認められる場合には、市補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。

- (11) 補助事業者は、補助事業の完了後、市長が実施する各種調査事業において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び発電の状況その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、市長から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならないこと。
- (12) 補助事業者は、第8号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、国が認証するJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (13) 補助事業者は、第1条の目的を実現するため、合理的な理由がある場合を除き需要家からの補助事業に関するサービス利用の申し込みを拒まないこと。

(申請の取下げ)

第9条 第7条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、市補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、補助金交付申請取下届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げの届け出があったときは、当該申請に係る市補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助金変更交付申請)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更交付申請書（様式第4号）に補助金変更所要額調書（様式第4号別紙）及び市長が別に定める書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の変更率が全て10パーセント以下の範囲内で変更する場合を

除く。

(3) 補助事業の全部又は一部を他者に承継しようとするとき。

2 市長は、前項の規定に基づく補助金変更交付申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を変更交付決定通知書（様式第5号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった後、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときには、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく補助事業中止（廃止）承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（債権譲渡の禁止）

第12条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（繰越承認申請）

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となり、補助事業を繰り越す必要がある場合は、繰越承認申請書（様式第8号）及び繰越計算書（様式第8号別紙）を当該年度の11月30日又は市長が別に定める期日までに提出し、市長の承認を受けなければならない。

（状況の報告）

第14条 補助事業者は、市長が必要と認めるときは、補助事業の実施状況及び検証結果並びに経理状況その他必要な事項について補助事業遂行状況報告書

（様式第9号）により市長が定める日までに報告しなければならない。

（実績の報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は交付決定のあった年度の属する2月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第10号）に補助金実績所要額調書（様式第10号別紙）及び市長が別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助事業の承継）

第16条 補助事業者は、本市が実施する脱炭素先行地域づくり事業完了後5年が経過するまでの間に、相続、法人の合併、分割等により補助事業を行う者が変更される場合には、承継承認申請書（様式第11号）をあらかじめ提出しなければならない。

2 市長は、前項の承継承認申請書を審査し、補助事業の承継による補助事業の遂行に支障がないと判断した場合には、当該地位の承継を承認する。

3 前項の審査の結果、補助事業の承継が認められない場合には、第19条第1項第5号の規定に該当するものとする。

（補助金の額の確定等）

第17条 市長は、第15条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第18条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、補助事業の出来高に応じた範囲内で、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づく市補助金の概算払を受けようとするときは、直ちに精算（概算）払請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた場合は、直ちに精算（概算）払請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第19条 市長は、第9条第1項の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分又は指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、市補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により市補助金の交付を受けたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、その他の理由により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合、又は補助事業を遂行することができない場合

(6) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約の事項に違反した場合

2 前項の規定は、第17条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係

る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

5 市長は、前項の規定に基づき市補助金の返還を命ずるときは、次に掲げる事項を速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 延滞金に関する事項

(3) 納期日

6 市長は、第4項の返還を命ずるときは、返還の命令があった日から20日以内の返還期限を定めるものとし、その期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

7 市長は、第4項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項の規定に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る市補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(補助金の額の再確定)

第20条 補助事業者は、第17条の額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15条の規定に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、第17条の規定に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 市長は、前項の規定により補助事業者へ交付すべき市補助金の額の再確定をした場合において、その額を超える市補助金が既に交付されているときは、その超える部分の市補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の市補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 補助事業者は、第17条の規定に基づく市補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第14号）により市長に速やかに報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、第19条第5項から第7項までの規定を準用する。

（加算金の計算）

第22条 市長は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた市補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第23条 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を命じた市補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

（取得財産等の管理等）

第24条 補助事業者は、取得財産等については、取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）（様式第15号）を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、取得財産管理台帳（取得財産等明細表）を第15条第1項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。補助事業の完了後においても市補助金の交付の目的に従って、取得財産等の効率的運用を図るものとする。

2 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

（補助事業に関する収支報告）

第25条 補助事業者は、補助事業による市補助金の交付が完了するまでに補助事業計画書（様式第16号の1）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する補助事業計画書に従い、補助事業の収支を、各年度の事業年度最終日から2か月以内に、補助事業収支報告書（様式第16号の2）により市長に対して報告しなければならない。

3 補助事業者は、本市が実施する脱炭素先行地域づくり事業完了後5年が経過するまでの間、前項の規定に基づく補助事業の収支報告を市長に対して行わなければならない。

（関係書類の保管）

第26条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。ただし、取得財産等について第8条第8号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保存すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（雑則）

第27条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 第4条から第7条まで及び第9条の規定は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象設備	要件	補助額等
太陽光発電設備	1. 国実施要領別紙1に規定する「2 交付対象事業の内容」のうち、ア（ア）記載の交付要件を満たすこと 2. 太陽光発電設備を設置す	補助対象経費の2／3以内（ソーラーカーポート等を導入する場合、交付対象事業費は上限3億円／件）

	る建物の所有者から当該設備の設置について承諾を得ていること 3. 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること 4. 他の補助制度等を利用していないこと	
蓄電池	1. 国実施要領別紙 1 に規定する「2 交付対象事業の内容」のうち、イ（エ）記載の交付要件を満たすこと 2. 太陽光発電設備の付帯設備として蓄電池を設置すること 3. 蓄電池を設置する建物の所有者から当該設備の設置について承諾を得ていること 4. 他の補助制度等を利用していないこと	補助対象経費の 3 / 4 以内
充放電設備 （充放電設備・充電設備）	1. 国実施要領別紙 1 に規定する「2 交付対象事業の内容」のうち、イ（キ）記載の交付要件を満たすこと 2. 太陽光発電設備の付帯設備として充放電設備を設置すること 3. 充放電設備を設置する建	補助対象経費の 3 / 4 以内

	物の所有者から当該設備の設置について承諾を得ていること 4. 他の補助制度等を利用していないこと	
その他基盤インフラ設備	1. 国実施要領別紙1に規定する「2 交付対象事業の内容」のうち、イ（オ）記載の交付要件を満たすこと 2. 太陽光発電設備、高効率換気空調設備、高効率照明機器の付帯設備としてその他基盤インフラ設備を設置すること 3. その他基盤インフラ設備を設置すること及び当該設備の設置により必要な情報を収受することについて建物所有者から承諾を得ていること 4. 他の補助制度等を利用していないこと	補助対象経費の3／4以内

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

宮古島市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

補助金交付申請書

宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金の交付を受けたいので、宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業費及び補助金申請額

1 事業費	円
2 補助金申請額	円

2 事業実施予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 添付書類

- ・宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金補助金所要額調書（様式第 1 号別紙）
- ・市長が別に定める書類

様式第1号別紙（第6条関係）

補助金所要額調書

太陽光発電設備

番号	事業情報				事業費（円）			
	補助対象設備	施設分類	施設名	住所	総事業費	補助対象費	補助率	補助額 （千円未満切捨て）
小計							2/3	

蓄電池

番号	事業情報				事業費（円）			
	補助対象設備	施設分類	施設名	住所	総事業費	補助対象費	補助率	補助額 （千円未満切捨て）
小計							3/4	

充放電設備（充放電設備・充電設備）

番号	事業情報				事業費（円）			
	補助対象設備	施設分類	施設名	住所	総事業費	補助対象費	補助率	補助額 （千円未満切捨て）
小計							3/4	

その他基盤インフラ設備

番号	事業情報				事業費（円）			
	補助対象設備	施設分類	施設名	住所	総事業費	補助対象費	補助率	補助額 （千円未満切捨て）
小計							3/4	

様式第 2 号（第 7 条関係）

宮古島市指令第 号
年 月 日

様

宮古島市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金については、宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けにて貴殿が提出した補助金交付申請書のとおりである。

2 補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額 金 円

3 補助事業者は、要綱及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け環政計発第 2203301 号）に従わなければならない。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

宮古島市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

補助金交付申請取下届出書

年 月 日付けで交付申請した宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金について、宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付申請を取り下げます。

記

1 申請金額

円

2 申請を取り下げる理由

様式第 4 号（第 10 条関係）

年 月 日

宮古島市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

補助金変更交付申請書

年 月 日付け宮古島市指令第 号で交付決定の通知を受けた宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金について、下記のとおり交付申請を変更したいので、宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額（変更）と変更理由

変更後交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円
差引交付申請額	金	円
変更理由		

2 事業実施予定期間（変更）

年 月 日 ～ 年 月 日

3 添付書類

- 宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金補助金変更所要額調書（様式第 4 号別紙）
※変更調書に記載の交付対象事業ごとに、総事業費及び交付対象事業費の内訳書を作成し添付すること
- 市長が別に定める書類

様式第 4 号別紙（第 10 条関係）

補助金変更所要額調書

太陽光発電設備

番号	事業情報				事業費（円）（変更前）				事業費（円）（変更後）			
	補助 対象 設備	施設 分類	施設 名	住所	総事業費	補助対象費	補助率	補助額 （千円未満切捨て）	総事業費	補助対象費	補助率	補助額 （千円未満切捨て）
小計							2/3				2/3	

蓄電池

番号	事業情報				事業費（円）（変更前）				事業費（円）（変更後）			
	補助 対象 設備	施設 分類	施設 名	住所	総事業費	補助対象費	補助率	補助額 （千円未満切捨て）	総事業費	補助対象費	補助率	補助額 （千円未満切捨て）
小計							3/4				3/4	

充放電設備（充放電設備・充電設備）

番号	事業情報				事業費（円）（変更前）				事業費（円）（変更後）			
	補助 対象 設備	施設 分類	施設 名	住所	総事業費	補助対象費	補助率	補助額 （千円未満切捨て）	総事業費	補助対象費	補助率	補助額 （千円未満切捨て）
小計							3/4				3/4	

その他基盤インフラ設備

番号	事業情報				事業費（円）				事業費（円）（変更後）			
	補助 対象 設備	施設 分類	施設 名	住所	総事業費	補助対象費	補助率	補助額 （千円未満切捨て）	総事業費	補助対象費	補助率	補助額 （千円未満切捨て）
小計							3/4				3/4	

様式第 5 号（第 10 条関係）

宮古島市指令第 号
年 月 日

様

宮古島市長

変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金については、宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱（以下「要綱」という）第 10 条第 2 項の規定により、年 月 日付け宮古島市指令第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の交付金事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。

変更前交付金の額	金	円
変更後交付金の額	金	円
増減額	金	円
- 3 補助対象者は、要綱及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け環政計発第 2203301 号）に従わなければならない。

様式第 6 号（第 11 条関係）

年 月 日

宮古島市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け宮古島市指令第 号で交付決定の通知を受けた宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）後の措置
- 4 添付書類
 - ・ 市長が別に定める書類

様式第 7 号（第 11 条関係）

宮古島市指令第 号
年 月 日

様

宮古島市長

補助事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付け宮古島市第 号で交付決定した宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金については、年 月 日付けの中止（廃止）承認申請書に基づき、下記のとおり中止（廃止）を承認したので、宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 中止（廃止）年月日
- 2 中止（廃止）後の措置

様式第 8 号（第 13 条関係）

年 月 日

宮古島市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

補助金繰越承認申請書

年 月 日付け宮古島市指令第 号で交付の決定（又は変更交付の決定）
を受けました 年度宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入
補助金について、 年度内にこれを完成させることが困難になりましたので、
宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱第13条
の規定により、事業の繰越しを申請します。

記

- 1 事業の繰越しを必要とする補助金額
円
- 2 繰越理由
- 3 繰越後の完成予定年月日
- 4 添付書類
 - ・ 繰越計算書（様式第 8 号別紙）
 - ・ 市長が別に定める書類

繰越計算書

補助事業者											
補助事業					本年度支出予定額			繰越額		完了 （予定） 日	繰越理由
事業種 別	設備区 分	施設名 及び 設置箇 所	事業費	補助額	本年度末 予定出来 高 事業費	事業費	補助対象 経費	事業費	補助額		
			円	円	%	円	円	円	円		
計											

様式第 9 号（第 14 条関係）

年 月 日

宮古島市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け宮古島市指令第 号をもって交付決定のあった宮古島市
脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金に係る事業の遂行状況
について、宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交
付要綱第 14 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の実施状況及び検証結果
- 2 補助対象経費の使用状況
- 3 その他の事項

様式第 10 号（第 15 条関係）

年 月 日

宮古島市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

補助事業実績報告書

年 月 日付け宮古島市指令第 号で交付決定の通知を受けた宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金について、宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により下記のとおり報告します。

1 補助金実績額 円

（補助金実績額の内訳）

本年度 交付決定額	本年度 補助金実績額	概算払 受領済額	差引交付額

2 事業実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日

- 3 添付書類
- ・宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金実績所要額調書（様式第 10 号別紙）
 - ・市長が別に定める書類

様式第 10 号別紙（第 15 条関係）

補助金実績所要額調書

太陽光発電設備

番号	事業情報				事業費（円）			
	補助対象設備	施設分類	施設名	住所	総事業費	補助対象費	補助率	補助額 （千円未満切捨て）
小計							2/3	

蓄電池

番号	事業情報				事業費（円）			
	補助対象設備	施設分類	施設名	住所	総事業費	補助対象費	補助率	補助額 （千円未満切捨て）
小計							3/4	

充放電設備（充放電設備・充電設備）

番号	事業情報				事業費（円）			
	補助対象設備	施設分類	施設名	住所	総事業費	補助対象費	補助率	補助額 （千円未満切捨て）
小計							3/4	

その他基盤インフラ設備

番号	事業情報				事業費（円）			
	補助対象設備	施設分類	施設名	住所	総事業費	補助対象費	補助率	補助額 （千円未満切捨て）
小計							3/4	

様式第 11 号（第 16 条関係）

年 月 日

宮古島市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

承継承認申請書

年 月 日付け宮古島市指令第 号をもって交付決定のあった宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金に係る事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 旧補助事業者名
- 2 補助事業の地位の承継理由
- 3 承継する補助事業の名称
- 4 補助事業の内容
- 5 交付決定通知の日付及び番号
- 6 交付決定通知書に記載された補助金額
円

様式第 12 号（第 17 条関係）

宮古島市達第 号
年 月 日

様

宮古島市長

補助金交付額確定通知書

年 月 日付け宮古島市指令第 号で交付決定した宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金については、年 月 日付けの補助事業実績報告書に基づき、下記のとおり補助額を確定したので、宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 17 条の規定により通知する。

記

確定額 金 円

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、要綱第 20 条第 3 項の規定により 年 月 日までに返還することを命ずる。

様式第 13 号（第 18 条関係）

年 月 日

宮古島市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

精算（概算）払請求書

年 月 日付け宮古島市指令第 号で補助金額の交付決定通知を受けた宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金の精算（概算）払を受けたいので、宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 18 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳
(精算払の場合)

(単位：円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①－②

(概算払の場合)

①概算払額 (単位：円)

交付決定額 ①	概算払受領済額 ②	今回請求額 ③	残 額 ①－②－③

②概算払が必要な理由

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

金融機関の名称	銀行・信組 農協・労金	支店名	支店
口座種別	1 普通・総合	2 当座	
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

様式第 14 号（第 21 条関係）

年 月 日

宮古島市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

補助金消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け宮古島市指令第 号をもって交付決定のあった宮古島市
脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金について、宮古島市脱
炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱（以下「要綱」
という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金額（要綱第 17 条による額の確定額）

円

- 2 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費
税に係る仕入控除税額

円

- 4 交付金返還相当額（3－2）

円

（注）別紙として精算の内訳を添付すること。

様式第 15 号（第 24 条関係）

取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）

財 産 名	規格	数量	単 価 (円)	金 額 (円)	取得 年 月 日	耐用 年数	保管 場所	補 助 率	備考

（注）

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 8 条第 7 号に定める処分制限限度額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 16 号の 1（第 25 条関係）＜個人向け ・ 事業所向け＞

補助事業計画書

年 月 日

宮古島市長 様

（補助事業者）

住 所

団体等名称

代表者氏名

年 月 日宮古島指令第 号で宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金の交付を受けて設置した発電設備に係る売電状況について、宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 25 条第 1 項の規定により、下記のとおり計画書を提出します。

記

1 事業の概要

対象件数	件
合計発電容量	キロワット
合計蓄電容量	キロワット

2 資金調達内容

（単位：円）

調達先	調達金額	備 考
市補助金		
金融機関借入金		
匿名組合出資等		
自己資金		
そ の 他		
合 計		

3 設備・工事費の実績

(単位: 円)

区分	使 途	支出金額	備 考
設備費	太陽光パネル		
	蓄電池		
	通信機器等		
	その他		
工事費	設備設置工事		
	防水等その他 工事費		
その他経費	その他		
合 計			

注) 上段に括弧書きで予算金額、下段に支出実績金額を記載。

4 売電計画

事業期間	年 月 ～ 年 月
売電量 (自家消費)	キロワット時 (kWh)
1 年当たり	キロワット時 (kWh)
売電量 (逆潮流)	キロワット時 (kWh)
1 年当たり	キロワット時 (kWh)
想定自家消費率	%

5 収支計画

	事業期間	年 月 ～ 年 月
A	売電収入額	円
B1	保守管理費	円
B2	機器交換費用	円
B3	調整手数料	円
B4	保険料	円
B5	撤去積立費	円
B6	租税公課	円
B7	その他	円
C	A-(B1～B7 の合計)	円
	C/事業期間	円

6 添付書類

- ・（別紙）売電計画
- ・事業収益計画書
- ・資金返済等計画書
- ・市長が別に定める書類

様式第 16 号の 2（第 25 条関係）＜個人向け ・ 事業所向け＞

補助事業収支報告書

年 月 日

宮古島市長 様

(補助事業者)
住 所
団体等名称
代表者氏名

年 月 日宮古島指令第 号により宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金の交付を受けて設置した発電設備に係る売電状況について、宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 25 条第 2 項の規定により、下記のとおり事業の収支を報告します。

記

1 事業の概要＜様式第 16 号の 1 から転記＞

対象件数	件
合計発電容量	キロワット
合計蓄電容量	キロワット

2 資金返済等の内容

(単位: 円)

調達先	調達金額 (X)	返済・納付・配当金額 (Y)	Y/X
市補助金			%
金融機関借入金			%
匿名組合出資等			%
自己資金			%
そ の 他			%
合 計			%

※市補助金交付までの繋ぎ融資額は含めず。

3 対象年度の売電実績

事業期間	年 月 ～ 年 月
売電量（自家消費）	キロワット時 (kWh)
売電量（逆潮流）	キロワット時 (kWh)
想定自家消費率	%

4 対象年度の収支実績

	事業期間	年 月 ～ 年 月
A	売電収入額	円
B1	保守管理費	円
B2	機器交換費用	円
B3	調整手数料	円
B4	保険料	円
B5	撤去積立費	円
B6	租税公課	円
B7	その他	円
C	A-(B1～B7 の合計)	円
	C×事業期間	円

5 添付書類

- ・（別紙）売電状況内訳書
- ・売電量・売電収入額が確認できる資料（検針票、売電収入口座通帳写し 等）
- ・事業収支内訳書
- ・資金返済・配当等実績書
- ・市長が別に定める書類

様式第 1 号（第 6 条関係）
様式第 2 号（第 7 条関係）
様式第 3 号（第 9 条関係）
様式第 4 号（第 10 条関係）
様式第 5 号（第 10 条関係）
様式第 6 号（第 11 条関係）
様式第 7 号（第 11 条関係）
様式第 8 号（第 13 条関係）
様式第 9 号（第 14 条関係）
様式第 10 号（第 15 条関係）
様式第 11 号（第 16 条関係）
様式第 12 号（第 17 条関係）
様式第 13 号（第 18 条関係）
様式第 14 号（第 21 条関係）
様式第 15 号（第 24 条関係）
様式第 16 号の 1（第 25 条関係）
様式第 16 号の 2（第 25 条関係）